

平成 23 年 8 月 24 日  
福祉部高齢社会対策課

第 5 期練馬区介護保険事業計画にかかる検討課題  
「介護保険施設の整備促進」

【目標】

ひとりひとりに合ったサービスの提供が受けられる介護保険施設の整備を促進し、高齢者が自分らしく、安心して暮らせる状態を目指します。

【現状と課題】

練馬区高齢者基礎調査（平成 23 年 3 月）（以下、「基礎調査」という。）によると、今後、自身が介護を受ける事になった場合に希望する介護について、「自宅で介護保険のサービスを利用しながら暮らしたい」が 5 割弱を占めています。一方、「特別養護老人ホームなどの介護施設に入所したい」という回答は 1 割程度に留まっています。

また、施設等の入所を希望しない方の理由をみると、介護サービス利用の有無に関わらず、「できるかぎり自宅で過ごしたいから」という回答が 7 割程度と高い傾向を示しており、住み慣れた地域での暮らしを希望する方が多数であることがわかります。

一方、基礎調査のうち、特別養護老人ホーム入所待機者の意向をみると、「1 年以内またはすぐに特別養護老人ホームに入所したい」という回答が 4 割弱となっています。

区では、第 4 期（平成 21～23 年度）介護保険事業計画において、「特別養護老人ホーム入所指針※」（以下、「入所指針」という。）に定めた基準による指数が 11 ポイント以上の方について、早期に入所が必要な重度要介護者と見なし、必要な施設の整備を進めてきました。

第 5 期においても引き続き、同様の方針に基づき整備を進めていく必要がありますが、同時に多くの高齢者の意向である、住み慣れた地域での暮らしを実現することが求められています。

これを踏まえ、できるだけ身近な地域で多くの施設が整備されるよう、介護保険施設および地域密着型サービス拠点を含めた多様な施設の整備を推進する必要があります。

ところで、特別養護老人ホーム入所待機者のうち、重度要介護者の多くは、在宅での介護サービスのほか、家族等による介護により支えられている場合が多くなっています。このような現状を踏まえ、入所指針における、長期間に及ぶ家族介護の負担に対する評価方法について検討していきます。

介護老人保健施設については、特別養護老人ホーム入所待機者の代替施設となっている現状がある一方、本来の役割である、急性期、回復期を経て在宅へ復帰するための中間施設としての機能も十分に果たせるよう支援する必要があります。

平成29年度末までに予定される介護療養型医療施設からの転換等の情勢を注視しつつ、必要な施設を整備していくことが求められています。

短期入所生活介護施設（ショートステイ）については、家族介護の負担を軽減するレスパイト機能の重要性が高まっていると考えられます。

必要な施設を効率的に整備するため、特別養護老人ホームとの併設による整備を進めていく必要があります。

#### ※特別養護老人ホーム入所指針

練馬区内の特別養護老人ホームの入所にあたり、統一的に用いられている、入所の必要性を判定するための基準です。

入所申込者の要介護度、家族等の介護者の状況、住宅の状況、認知症の有無等を指数化し、指数の合計点（0～13点）で判定しています。

## 【施策の方向性】

### 1 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホーム入所指針における基準において、早期に入所が必要と考えられる指数 11 ポイント以上の方に対応した施設の整備を進めていきます。整備目標数については、入所待機者のうち、指数 11 ポイント以上の方の状況を踏まえ、上位計画である練馬区長期計画に示した目標値を含め見直しを検討します。

平成 23 年度末整備予定数
1,392 床

### 2 介護老人保健施設の整備

介護保険 3 施設のうち介護療養型医療施設について、第 4 期介護保険事業計画策定当初は、平成 23 年度末での廃止が予定されており、それまでの間に介護老人保健施設等への転換が見込まれていました。

ところが、第 4 期計画期間中に、制度廃止に伴う、他施設への転換が第 6 期計画期間の終期である平成 29 年度末まで延長されました。このため、第 5 期計画期間における整備の進捗については見通しが不明の状況です。

また、介護老人保健施設は従来、区内の医療法人等による整備が中心でしたが、現在では区外法人による施設整備も進みつつある状況です。

区は、このような状況を踏まえつつ、国が示した標準的な整備量である、高齢者人口の 1 % の整備数を目標に整備を進めていきます。

平成 23 年度末整備予定数
816 床

### 3 短期入所生活介護施設（ショートステイ）の整備

短期入所生活介護施設（ショートステイ）は、単独型の施設も一部あるものの、経営の困難さを踏まえ、特別養護老人ホーム整備の際の併設による整備を基本としています。

今後も、同様の方針による整備を推進し、特別養護老人ホーム整備床数の 1 割程度を目指します。

平成 23 年度末整備予定数
226 床